

特定非営利活動法人日本歯周病学会 地域活動賞規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本歯周病学会定款細則第43条の規定により、歯周病の予防・治療を通して優れた業績を挙げられた団体を表彰することを目的として必要な事項を定める。

(表彰対象)

第2条 表彰対象は、歯周病の予防・治療を通して、地域住民の健康増進に寄与した優れた業績を上げられた団体とし、日本歯周病学会会員資格は問わない。

2 第1条、ならびに前項による業績は、純学術的なものではなく実務的なものであり、現在も自主的で積極的な意志により定期的、かつ継続して行われ、かつ将来も期待できるものを優先する。

3 開業歯科医師が実施する通常の歯科診療や、保健所歯科専門職が職務として行う保健活動などは対象としない。

(募集および申請)

第3条 日本歯周病学会地域活動賞候補団体の募集方法は日本歯周病学会学会理事、評議員または会員、日本歯科医師会、ならびに各都道府県歯科医師会、日本歯科衛生士会、ならびに各都道府県歯科衛生士会の推薦により募集するものとする。申請者は、第4条で規定する書類を添えて本学会事務局に申請する。

第4条 申請提出書類は、次のとおりとする。

- 1 推薦書(様式自由、他薦の場合は被推薦者の承諾を予め得ること) 1通
- 2 応募申請書(所定様式) 1通
- 3 その他、参考となる資料(様式自由) 1通

(受賞数)

第5条 受賞数は各年度には拘らず、その都度決定する。

2 同一団体の複数回受賞は受賞時と同一の内容では認めない。新規の内容についてはその都度、協議を行う。

(受賞の決定)

第6条 受賞団体は、選考委員会で審査選考し、理事会の議を経て決定する。

(選考委員会)

第7条 選考委員会は理事5名で構成し、委員の任期は1年とし、理事長がこれを指名する。委員長は、委員の互選とする。なお、申請者の所属する組織の関係者は委員になることは出来ない。

(表 彰)

第8条 受賞団体には、賞状を授与する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は平成30年10月25日から施行する。

※英語名称は「JSP regional activities award」とする